「改訂24版 建設業の許可の手びき」追 補

平素より小社出版物につきまして、格別のお引立てに預かり、誠にありがとうございます。

本書につきまして、平成29年6月26日に「経営業務管理責任者の大臣認定要件」について、改正が行われ、平成29年6月30日から適用されます。 改正の概要は、次のとおりです。

① 「補佐経験」の範囲の拡大

「経営業務の管理責任者に準ずる地位にあって資金調達、技術者等配置、契約締結等の業務全般に従事した経験(補佐経験)」における「経営業務の管理責任者に準ずる地位」について、これまでの「業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にある者」等に加え、「組合理事、支店長、営業所長又は支配人に次ぐ職制上の地位にある者」等が加わりました。

② 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験の追加

許可を受けようとする建設業に関する「執行役員等としての経営管理経験」が位置付けられているところ、「許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験」も認められることとなりました。

また、許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する執行役員 等としての経営管理経験については、単一の業種区分においての経験 を有することを要するものではなく、複数の業種区分にわたるもので あってもよいこととなりました。

③ 経営業務管理責任者要件として求められる経験の期間の変更 許可を受けようとする建設業に関する補佐経験、許可を受けようと する建設業以外の建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験 及び許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する執行役員等と しての経営管理経験については、経営業務の管理責任者要件として求められる経験の期間が「6年以上」となりました。

- ④ 3種類以上の経験の期間の合算について
 - (1) 許可を受けようとする建設業に関する6年以上の補佐経験については、
 - ・許可を受けようとする建設業に関する補佐経験
 - ・許可を受けようとする建設業及びそれ以外の建設業に関する執行 役員等としての経営管理経験
 - ・許可を受けようとする建設業及びそれ以外の建設業における経営 業務の管理責任者としての経験
 - の期間が通算6年以上である場合も、認められることとなりました。
 - (2) 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する6年以上の経営業務の管理責任者としての経験については、
 - ・許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経営業務の管 理責任者としての経験
 - ・許可を受けようとする建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験及び執行役員等としての経営管理経験
 - の期間が通算6年以上である場合も、認められることとなりました。
 - (3) 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する6年以上の執行役員等としての経営管理経験については、
 - ・許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する執行役員等と しての経営管理経験
 - ・許可を受けようとする建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験及び執行役員等としての経営管理経験
 - ・許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経営業務の管 理責任者としての経験
 - の期間が通算6年以上である場合も、認められることとなりました。

改正後	改正前
35頁上から1行目から2行目 (ロ) 許可を受けようとする建設業以外 の建設業に関し、6年以上次のいず れかの経験を有していること。 (a) 経営業務の管理責任者としての 経験 (b) 経営業務管理責任者に準ずる地 位にあって、経営業務の執行に関 して、取締役会の決議を経て取締 役会又は代表取締役から具体的な 権限委譲を受け、かつ、その権限 に基づき、執行役員等として建設 業の経営業務を総合的に管理した 経験	(ロ) 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し、7年以上経営業務の管理責任者としての経験を有していること。
35頁下から8行目 6年以上経営業務を補佐した経験	7年以上経営業務を補佐した経験
37頁図 ⑭頁に差しかえる。	
147頁上から9行目から15行目 (ロ) 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し、6年以上次のいずれかの経験を有していること。 (a) 経営業務の管理責任者としての経験 (b) 経営業務管理責任者に準ずる地位にあって、経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経営業務を総合的に管理した	(ロ) 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し、7年以上経営業務の管理責任者としての経験を有していること。

経験	
147頁下から8行目 6年以上経営業務を補佐した経験	7年以上経営業務を補佐した経験
149 頁下から5行目 6年以上の経験	7年以上の経験
206頁上から14行目経験年数が6年以上に	経験年数が7年以上に
323頁 ⑮頁に差替える。	
355 頁上から 8 行目 最終改正 平成29年 6 月26日国土建第117号	最終改正 平成28年5月17日国土建第99号
390頁上から11行目 権限委譲	権限移譲
392頁上から13行目から14行目 (削る。)	また、当該事業部門は、許可を受けよ うとする建設業に関する事業部門であ ることを要する。
392頁下から15行目から11行目 ロ 許可を受けようとする建設業に関する5年以上の執行役員等としての経営管理経験については、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経営管理経験の期間と、許可を受けようとする建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間が通算5年以上である場合も、本号イに該当するものとする。	ロ 執行役員等としての経営管理経験 については、許可を受けようとする 建設業に関する執行役員等としての 経営管理経験の期間と、許可を受け ようとする建設業における経営業務 の管理責任者としての経験の期間と が通算5年以上である場合も、本号 イに該当するものとする。
393頁上から14行目から16行目 (業務を執行する社員、取締役、執行	(法人の場合は業務を執行する社員、

役若しくは法人格のある各種の組合等 | 取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位 の理事等、個人の事業主又は支配人そ の他支店長、営業所長等営業取引上対 外的に責任を有する地位に次ぐ職制上 の地位にある者)

にある者、個人の場合は当該個人に次 ぐ職制上の地位にある者)

393頁下から10行目から 4 行目

ロ 許可を受けようとする建設業に関 ロ 許可を受けようとする建設業に関 する6年以上の補佐経験について は、許可を受けようとする建設業に 関する補佐経験の期間と、許可を受 けようとする建設業及びそれ以外の 建設業に関する執行役員等としての 経営管理経験並びに許可を受けよう とする建設業及びそれ以外の建設業 における経営業務の管理責任者とし ての経験の期間が通算6年以上であ る場合も、本号口に該当するものと する。

する7年以上の補佐経験について は、許可を受けようとする建設業に 関する補佐経験の期間と、許可を受 けようとする建設業に関する執行役 員等としての経営管理経験又は許可 を受けようとする建設業若しくはそ れ以外の建設業における経営業務の 管理責任者としての経験の期間が通 算7年以上である場合も、本号ロに 該当するものとする。

393頁下から3行目

6年以上

7年以上

394頁上から5行目から8行目

 被認定者による経験が業務を執行
 被認定者による経験が業務を執行 する社員、取締役、執行役若しくは 法人格のある各種の組合等の理事 等、個人の事業主又は支配人その他 支店長、営業所長等営業取引上対外 的に責任を有する地位に次ぐ職制上 の地位における経験に該当すること を確認するための書類

組織図その他これに準ずる書類

する社員、取締役若しくは執行役又 は個人に次ぐ職制上の地位における 経験に該当することを確認するため の書類

組織図その他これに準ずる書類

394頁下から16行目から9行目

② 許可を受けようとする建設業以外 ② 許可を受けようとする建設業以外

- の建設業に関する経験について
- (a) 経営業務の管理責任者としての 経験について(告示第2号イ)
 - イ 許可を受けようとする建設業 以外の建設業に関する6年以上 の経営業務の管理責任者として の経験については、許可を受け ようとする建設業以外の建設業 に関する経営業務の管理責任者 としての経験の期間と、許可を 受けようとする建設業に関する 経営業務の管理責任者としての 経験及び執行役員等としての経 営管理経験の期間が通算6年以 上である場合も、本号イに該当 するものとする。
 - ロ 許可を受けようとする建設業 以外の建設業に関する6年以上 の経営業務の管理責任者として の経験については、単一の業種 区分において6年以上の経験を 有することを要するものではな く、複数の業種区分にわたるも のであってもよいものとする。
- (b) 執行役員等としての経営管理経 験について(告示第2号ロ)
 - イ 許可を受けようとする建設業 以外の建設業に関する6年以上 の執行役員等としての経営管理 経験については、許可を受けよ うとする建設業以外の建設業に 関する執行役員等としての経営 管理経験の期間と、許可を受け ようとする建設業に関する経営

の建設業に関する経営業務管理責任 者としての経験について(告示第2 号)

許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する7年以上の経営業務の管理責任者としての経験については、単一の業種区分において7年以上の経験を有することを要するものではなく、複数の業種区分にわたるものであってもよいものとする。また、許可を受けようとする建設業とそれ以外の建設業に関して通算7年以上の経営業務の管理責任者としての経験を有する場合も本号に該当する。

業務の管理責任者としての経験 及び執行役員等としての経営管理経験並びに許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験の期間が通算6年以上である場合も、本号ロに該当する者とする。

- ロ 許可を受けようとする建設業 以外の建設業に関する6年以上 の執行役員等としての経験につ いては、単一の業種区分におい て6年以上の経験を有すること を要するものではなく、複数の 業種区分にわたるものであって もよいものとする。
- ハ 本号ロに該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号および別紙6による認定調書に加え、次に掲げる書類において、被認定者が本号ロに掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。
 - ・ 執行役員等の地位が業務を 執行する社員、取締役又は執 行役に次ぐ職制上の地位にあ ることを確認するための書類 組織図その他これに準ずる 書類
 - ・ 業務執行を行う特定の事業 部門が許可を受けようとする 建設業以外の建設業に関する 事業部門であることを確認す

るための書類

業務分掌規程その他これに 準ずる書類

取締役会の決議により特定 の事業部門に関して業務執行 権限の委譲を受ける者として 選任され、かつ、取締役会の 決議により決められた業務執 行の方針に従って、特定の事 業部門に関して、代表取締役 の指揮及び命令のもとに、具 体的な業務執行に専念する者 であることを確認するための 書類

定款、執行役員規程、執行 役員職務分掌規程、取締役会 規則、取締役就業規程、取締 役会の議事録その他これらに 準ずる書類

執行役員等としての経営管 理経験の期間を確認するため の書類

取締役会の議事録、人事発 令書その他これに準ずる書類

429頁上から8行目

最終改正 平成29年6月26日国土建第117号

最終改正 平成28年5月17日国土建第99号

430頁上から6行目から16行目

(削除)

2 許可を受けようとする建設業に関 3 許可を受けようとする建設業に関 し経営業務の管理責任者に準ずる地

- 2 許可を受けようとする建設業以外 の建設業に関し7年以上経営業務の 管理責任者としての経験を有する者
- し経営業務の管理責任者に準ずる地 位(使用者が法人である場合におい) 位(使用者が法人である場合におい

個人に次ぐ職制上の地位をいう。以 下同じ。) にあって次のいずれかの 経験を有する者

- (1) (略)
- (2) 6年以上経営業務を補佐した経 驗
- 3 許可を受けようとする建設業以外 の建設業に関し6年以上次のいずれ かの経験を有する者
 - (1) 経営業務の管理責任者としての 経験
 - (2) 経営業務の管理責任者に準ずる 地位にあって取締役会の決議を経 て取締役会又は代表取締役から経 営業務の執行に関して具体的な権 限委譲を受け、かつ、その権限に 基づき、執行役員等として建設業 の経営業務を総合的に管理した経 験

ては役員に次ぐ職制上の地位をい ては役員に次ぐ職制上の地位をい い、個人である場合においては当該い、個人である場合においては当該 個人に次ぐ職制上の地位をいう。) にあって次のいずれかの経験を有す る者

- (1) (略)
- (2) 7年以上経営業務を補佐した経 驗

430頁下から3行目

権限委譲

権限移譲

432頁下から14行目から13行目

(削除)

また、当該事業部門は、許可を受けよ うとする建設業に関する事業部門であ ることを要する。

432頁下から11行目から7行目

許可を受けようとする建設業に関す 管理経験については、許可を受けよう

執行役員等としての経営管理経験に る5年以上の執行役員等としての経営 ついては、許可を受けようとする建設 業に関する執行役員等としての経営管 とする建設業に関する執行役員等とし「理経験と、許可を受けようとする建設

ての経営管理経験と、許可を受けよう|業における経営業務の管理責任者とし とする建設業における経営業務の管理 責任者としての経験の期間が通算5年 以上である場合も、2(1)に該当するも のとする。

ての経験の期間とが通算5年以上であ る場合も、3(1)に該当するものとす る。

432頁下から6行目から3行目

2(1)に該当するか否かの判断に当た っては、規則別記様式第七号等に加 え、次に掲げる書類において、被認定 者が2(1)に掲げる条件に該当すること が明らかになっていることを確認する ものとする。

3(1)に該当するか否かの判断に当た っては、規則別記様式第七号等に加 え、次に掲げる書類において、被認定 者が3(1)に掲げる条件に該当すること が明らかになっていることを確認する ものとする。

433頁下から12行目から9行目

(業務を執行する社員、取締役、執行 役若しくは法人格のある各種の組合等 取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位 の理事等、個人の事業主又は支配人そ の他支店長、営業所長等営業取引上対 外的に責任を有する地位に次ぐ職制上 の地位にある者)

(法人の場合は業務を執行する社員、 にある者、個人の場合は当該個人に次 ぐ職制上の地位にある者)

433頁下から5行目から434頁上から2 行目

許可を受けようとする建設業に関す る6年以上の補佐経験については、許 可を受けようとする建設業に関する補 佐経験の期間と、許可を受けようとす る建設業及びそれ以外の建設業に関す る執行役員等としての経営管理経験並 びに許可を受けようとする建設業及び それ以外の建設業における経営業務の 管理責任者としての経験の期間が通算 | 経験の期間とが通算7年以上である場 6年以上である場合も、2(2)に該当す るものとする。

許可を受けようとする建設業に関す る7年以上の補佐経験については、許 可を受けようとする建設業に関する補 佐経験の期間と、許可を受けようとす る建設業に関する執行役員等としての 経営管理経験又は許可を受けようとす る建設業若しくはそれ以外の建設業に おける経営業務の管理責任者としての 合も、3(2)に該当するものとする。

434頁上から3行目から5行目

法人、個人又はその両方において6 年以上の補佐経験を有する者について | 年以上の補佐経験を有する者について は、許可を受けようとするのが法人でしば、許可を受けようとするのが法人で あるか個人であるかを問わず、2(2)に 該当するものとする。

法人、個人又はその両方において7 あるか個人であるかを問わず、3(2)に 該当するものとする。

434頁上から6行目から13行目

2(2)に該当するか否かの判断に当た え、次に掲げる書類において、被認定 者が2(2)に掲げる条件に該当すること が明らかになっていることを確認する ものとする。

・ 被認定者による経験が業務を執 行する社員、取締役、執行役若し くは法人格のある組合等の理事 等、個人の事業主又は支配人その 他支店長、営業所長等営業取引上 対外的に責任を有する地位に次ぐ 職制上の地位における経験に該当 することを確認するための書類 組織図その他これに準ずる書類

3(2)に該当するか否かの判断に当た っては、規則別記様式第七号等に加っては、規則別記様式第七号等に加 え、次に掲げる書類において、被認定 者が3(2)に掲げる条件に該当すること が明らかになっていることを確認する ものとする。

> 被認定者による経験が業務を執 行する社員、取締役若しくは執行 役又は個人に次ぐ職制上の地位に おける経験に該当することを確認 するための書類

> > 組織図その他これに準ずる書類

434頁下から11行目に追加

(注7) 許可を受けようとする建設業 以外の建設業に関する6年以上の 経営業務管理責任者としての経験 については、許可を受けようとす る建設業以外の建設業に関する経 営業務の管理責任者としての経験 の期間と、許可を受けようとする 建設業に関する経営業務の管理責 任者としての経験及び執行役員等 (新規)

としての経営管理経験の期間が通算6年以上である場合も、3(1)に該当する。

(注 8) 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する6年以上の執行役員等としての経験については、許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験の期間と、許可を受けようとする建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験及び執行役員等としての経験及び執行役員等としての経営理経験並びに許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験の期間が通算6年以上である場合も3(2)に該当する。

3(2)に該当するか否かの判断に 当たっては、規則別記様式第七号 等に加え、次に掲げる書類におい て、被認定者が3(2)に掲げる条件 に該当することが明らかになって いることを確認するものとする。

- ・ 執行役員等の地位が業務を執 行する社員、取締役又は執行役 に次ぐ職制上の地位にあること を確認するための書類
 - 組織図その他これに準ずる書 類
- ・ 業務執行を行う特定の事業部 門が許可を受けようとする建設 業以外の建設業に関する事業部 門であることを確認するための 書類

業務分掌規程その他これに準 ずる書類

・ 取締役会の決議により特定の 事業部門に関して業務執行権限 の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に 従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に 専念する者であることを確認するための書類

定款、執行役員規程、執行役 員職務分掌規程、取締役会規 則、取締役就業規程、取締役会 の議事録その他これらに準ずる 書類

・ 執行役員等としての経営管理 経験の期間を確認するための書 類

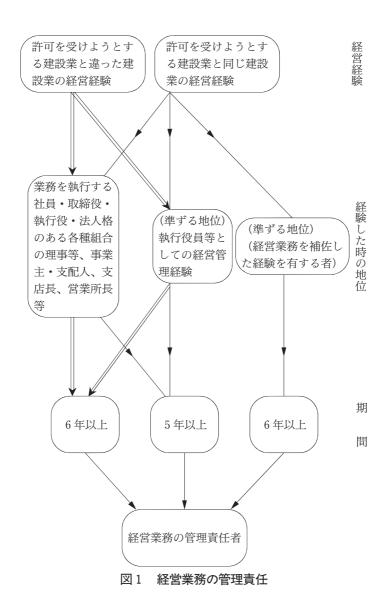
取締役会の議事録、人事発令 書その他これに準ずる書類

(注9) 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する6年以上の経営業務の管理責任者としての経験及び執行役員等としての経営管理経験については、単一の業種区分において6年以上の経験を有することを要するものではなく、複数の業種区分にわたるものであってもよいものとする。

434頁下から11行目

(注10) (略)

(注7) (略)



(14)

○建設業法第7条第1号イに掲げる 者と同等以上の能力を有する者を 定める件

(昭和47年3月8日) 建設省告示第351号

最終改正 平成29年6月26日国土交通省告示第647号

建設業法(昭和24年法律第100号)第7条第1号ロの規定により、同号 イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を次のとおり定め、昭和47年4 月1日から適用する。

- 1 許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位(使用者が法人である場合においては役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合においては当該個人に次ぐ職制上の地位をいう。以下同じ。)にあつて次のいずれかの経験を有する者。ただし、建設業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第55号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(平成28年6月1日)の前におけるとび・土工工事業に関するイ又は口に掲げる経験は、それぞれ解体工事業に関するイ又は口に掲げる経験とみなす。
 - イ 経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表 取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行 役員等として5年以上建設業の経営業務を総合的に管理した経験
 - ロ 6年以上経営業務を補佐した経験
- 2 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し6年以上次のいずれ かの経験を有する者
 - イ 経営業務の管理責任者としての経験
 - ロ 経営業務の管理責任者に準ずる地位にあつて経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限 委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経 営業務を総合的に管理した経験
- 3 前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣が建設業法第7条第1号イに 掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者